令和８年11月富山県議会定例会議案

令和８年11月富山県議会定例会議案目次

議案第114号　令和８年度富山県一般会計補正予算（第４号）…… 1

議案第115号　令和８年度富山県港湾施設特別会計補正予算（第３号）……22

議案第116号　令和８年度富山県病院事業会計補正予算（第３号）……25

議案第117号　令和８年度富山県電気事業会計補正予算（第２号）……29

議案第118号　令和８年度富山県水道事業会計補正予算（第１号）……32

議案第119号　令和８年度富山県工業用水道事業会計補正予算（第１号）……33

議案第120号　令和８年度富山県地域開発事業会計補正予算（第１号）……35

議案第121号　富山県議会議員及び富山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例制定の件……36

議案第122号　富山県附属機関条例一部改正の件……38

議案第123号　富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件……39

議案第124号　富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件……73

議案第125号　富山県税条例一部改正の件……74

議案第126号　富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例等一部改正の件……75

議案第127号　富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例一部改正の件……76

議案第128号　富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例一部改正の件……77

議案第129号　工事請負契約締結に関する件（（仮称）砺波警察署新築工事）…78

議案第130号　工事請負契約締結に関する件（県営農村地域防災減災事業射水排水機場地区西部排水機場４号ポンプ設備更新工事）……79

議案第131号　工事委託契約変更に関する件（泉川新川橋りょう改築工事）……80

議案第132号　工事請負契約変更に関する件（白岩川河川改修（水橋大橋）上部工工事）……81

議案第133号　工事請負契約変更に関する件（県営水利施設整備事業横江地区水管理制御設備更新工事）……82

議案第134号　工事請負契約変更に関する件（富山県富山児童相談所等新築工事）……83

議案第135号　工事請負契約変更に関する件（富山県防災行政無線再整備（第３世代化）工事）……84

議案第 136 号　公立大学法人富山県立大学第 3 期中期目標制定の件……85
議案第 137 号　動産取得に関する件……95
議案第 138 号　公立大学法人富山県立大学定款一部変更の件……96
議案第 139 号　富山県教育文化会館の指定管理者の指定に関する件……97
議案第 140 号　富山県高岡文化ホールの指定管理者の指定に関する件……98
議案第 141 号　富山県新川文化ホールの指定管理者の指定に関する件……99
議案第 142 号　富山県利賀芸術公園の指定管理者の指定に関する件…… 100
議案第 143 号　富山県民共生センターの指定管理者の指定に関する件…… 101
議案第 144 号　富山新港元気の森公園の指定管理者の指定に関する件…… 102
議案第 145 号　富山県立乳児院の指定管理者の指定に関する件…… 103
議案第 146 号　富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの指定管理者の指定に関する件…… 104
議案第 147 号　富山県中央植物園の指定管理者の指定に関する件…… 105
議案第 148 号　富山県立山カルデラ砂防博物館の指定管理者の指定に関する件…… 106
議案第 149 号　富山県総合運動公園及び富山県武道館の指定管理者の指定に関する件…… 107
議案第 150 号　富山県呉羽青少年自然の家の指定管理者の指定に関する件…… 108
議案第 151 号　富山県砺波青少年自然の家の指定管理者の指定に関する件…… 109
議案第 152 号　当せん金付証票の発売に関する件…… 110
報告第 20 号　地方自治法第 179 条による専決処分の件…… 111
損害賠償額の決定に関する件…… 112
報告第 21 号　地方自治法第 180 条による専決処分の件…… 113
損害賠償額の決定に関する件…… 114
報告第 22 号　富山県国民保護計画の変更の件…… 115

議案第114号

令和8年度富山県一般会計補正予算（第4号）

令和8年度富山県の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,404,446千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ692,019,126千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条　繰越明許費の補正は、「第2表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条　債務負担行為の補正は、「第3表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条　地方債の補正は、「第4表　地方債補正」による。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 地方交付税		156,630,949	401,211	157,032,160
	1 地方交付税	156,630,949	401,211	157,032,160
9 使用料及び手数料		8,841,686	1,915	8,843,601
	1 使用料	7,040,122	1,142	7,041,264
	2 手数料	1,801,564	773	1,802,337
10 国庫支出金		77,257,246	8,225,923	85,483,169
	1 国庫負担金	26,279,026	25,333	26,304,359
	2 国庫補助金	50,089,401	8,200,329	58,289,730
	3 委託金	888,819	261	889,080
11 財産収入		1,437,583	5,100	1,442,683
	1 財産運用収入	1,149,834	5,100	1,154,934
12 寄附金		381,925	2,247	384,172
	1 寄附金	381,925	2,247	384,172
13 繰入金		27,140,160	10,000	27,150,160
	2 基金繰入金	21,050,994	10,000	21,060,994
15 諸収入		86,482,523	9,341,050	95,823,573

	4 貸付金元利収入	76,334,537	8,750,000	85,084,537
	5 受託事業収入	141,851	△ 3,000	138,851
	7 雑入	7,140,147	594,050	7,734,197
16 県債		53,968,066	417,000	54,385,066
	1 県債	53,968,066	417,000	54,385,066
補正されなかった款項に係る額		261,474,542		261,474,542
歳入合計		673,614,680	18,404,446	692,019,126

歳出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,074,112	3,001	1,077,113
	1 議会費	1,074,112	3,001	1,077,113
2 総務費		41,791,620	262,520	42,054,140
	1 総務管理費	22,173,099	△ 9,159	22,163,940
	2 企画費	8,612,005	26,355	8,638,360
	3 自然保護費	1,332,873	61,177	1,394,050
	4 徴税費	5,044,117	14,239	5,058,356
	6 選挙費	9,474	157,669	167,143
	7 防災費	3,204,591	6,358	3,210,949
	8 統計調査費	452,067	3,508	455,575

	9 人事委員会費	141,488	1,364	142,852
	10 監査委員費	129,322	1,009	130,331
3 民生費		60,754,145	146,710	60,900,855
	1 社会福祉費	38,815,470	111,174	38,926,644
	2 児童福祉費	20,894,370	19,100	20,913,470
	3 生活保護費	425,472	736	426,208
	4 災害救助費	618,833	15,700	634,533
4 衛生費		37,251,661	29,848	37,281,509
	1 公衆衛生費	25,110,596	11,964	25,122,560
	2 環境衛生費	529,895	3,720	533,615
	3 保健所費	1,764,757	△ 1,190	1,763,567
	4 医務費	7,079,343	2,804	7,082,147
	5 薬務費	897,841	5,796	903,637
	6 公害防止費	1,869,229	6,754	1,875,983
5 労働費		2,223,339	6,828	2,230,167
	1 労政費	726,766	773	727,539
	2 職業訓練費	1,177,118	3,601	1,180,719
	3 失業対策費	255,903	1,973	257,876
	4 労働委員会費	63,552	481	64,033

6 農林水産業費		36,588,267	339,295	36,927,562
	1 農業費	8,655,807	△ 14,802	8,641,005
	2 畜産業費	819,674	3,576	823,250
	3 農地費	16,200,675	20,671	16,221,346
	4 林業費	7,901,506	317,993	8,219,499
	5 水産業費	3,010,605	11,857	3,022,462
7 商工費		87,533,263	9,543,712	97,076,975
	1 商業費	74,521,728	9,102,882	83,624,610
	2 工鉱業費	12,140,504	435,062	12,575,566
	3 観光費	871,031	5,768	876,799
8 土木費		67,190,813	978,434	68,169,247
	1 土木管理費	1,294,696	12,131	1,306,827
	2 道路橋りょう費	31,862,708	△ 24,117	31,838,591
	3 河川海岸費	18,398,935	974,104	19,373,039
	4 港湾費	5,524,800	8,435	5,533,235
	5 都市計画費	8,330,171	3,646	8,333,817
	6 住宅費	1,779,503	4,235	1,783,738
9 警察費		28,296,040	171,283	28,467,323
	1 警察管理費	27,537,755	170,693	27,708,448

	2 警察活動費	758,285	590	758,875
10 教育費		121,543,210	4,222,598	125,765,808
	1 教育総務費	16,949,156	3,893,119	20,842,275
	2 小学校費	32,022,453	157,369	32,179,822
	3 中学校費	18,945,739	90,351	19,036,090
	4 高等学校費	27,430,581	39,472	27,470,053
	5 特別支援学校費	11,135,737	27,712	11,163,449
	6 大学費	3,899,685	825	3,900,510
	7 社会教育費	3,806,834	8,649	3,815,483
	8 保健体育費	7,353,025	5,101	7,358,126
11 災害復旧費		13,200,211	2,700,217	15,900,428
	1 農林水産業施設災害復旧費	5,384,700	2,700,000	8,084,700
	2 公共土木施設災害復旧費	7,815,511	217	7,815,728
補正されなかった款項に係る額		176,167,999		176,167,999
歳出合計		673,614,680	18,404,446	692,019,126

第２表　繰越明許費補正

１　追　　加

（単位　千円）

款	項	事業名	金額
２総務費	１総務管理費	庁舎維持管理費	37,916
	２企画費	広域交通対策費	2,000,000
		地域交通対策費	5,400
	３自然保護費	野生鳥獣保護管理総合対策費	6,300
		自然公園等整備事業費	47,900
		立山センター費	1,493
３民生費	１社会福祉費	戦没者慰霊事業費	21,000
６農林水産業費	３農地費	県営水利施設整備事業費	259,000
		県営農地整備事業費	1,333,000
		県営農村地域防災減災事業費	686,000
		中山間地域農業農村総合整備事業費	102,000
	４林業費	県単独林道整備事業費	9,000
		県営林道道整備交付金事業費	134,000
		山のみち地域づくり交付金事業費	99,000
		予防治山交付金事業費	127,000
		県単独治山事業費	30,000

		緊急治山事業費	300,000
		地すべり防止事業費	52,000
		緊急総合治山事業費	133,000
		有峰庁舎新築事業費	119,678
	5 水　産　業　費	水産基盤整備事業費	298,000
		漁港海岸整備事業費	28,000
		沿岸漁業構造改善事業費	228,000
7 商　　工　　費	2 工　鉱　業　費	エネルギー価格対策事業費	425,600
8 土　　木　　費	2 道路橋りょう費	県単独雪寒対策施設費	32,000
		県単独雪寒対策施設維持修繕費	217,000
		積雪寒冷地道路建設機械整備費	30,000
	3 河　川　海　岸　費	県営ダム維持修繕費	60,000
		県単独河川改良費	60,000
		県単独ダム維持管理費	62,000
		河川災害関連事業費	240,000
		河川総合交付金事業費	450,000
		河川改修費	960,000
		県単独砂防改良費	30,360
		小規模急傾斜地崩壊対策補助金	17,500

		緊急砂防改良費	951,000
		砂防総合交付金事業費	400,000
		県単独海岸整備事業費	56,800
		海岸総合交付金事業費	237,200
		港湾海岸保全事業費	18,000
		港湾海岸総合交付金事業費	57,000
	4 港　湾　費	県単独港湾運河維持修繕費	170,000
		県単独港湾改良整備費	86,000
		伏木富山港港湾公害防止対策費	30,000
		港湾予防保全事業費	211,000
		伏木富山港改良整備費	172,000
		県単独空港整備費	129,000
		富山空港整備費	68,000
	5 都 市 計 画 費	県単独都市計画街路改良費	230,000
		都市計画街路事業推進費	15,000
		県単独都市公園施設整備費	500,000
	6 住　宅　費	公営住宅ストック整備事業費	96,000
		県有財産等管理費	38,000
		開発指導監督事業費	2,400

10 教育費	4 高等学校費	運動場等整備費	45,820
	8 保健体育費	スポーツ施設リフレッシュ事業費	28,600
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	漁港災害復旧費	638,000
		県単独漁港災害復旧費	40,000
合計			12,861,967

2　変　　更

（単位　千円）

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有施設総合管理事業	124,865	県有施設総合管理事業	208,715
8 土木費	2 道路橋りょう費	県単独災害防除費	60,000	県単独災害防除費	340,000
		県単独交通安全施設整備費	30,000	県単独交通安全施設整備費	252,000
		県単独道路維持修繕費	497,000	県単独道路維持修繕費	1,732,000
		道路橋りょう改築費	271,400	道路橋りょう改築費	7,417,400
		県単独道路改良費	232,000	県単独道路改良費	1,482,000
		道路総合交付金事業費	729,300	道路総合交付金事業費	2,429,300
		県単独橋りょう維持修繕費	60,000	県単独橋りょう維持修繕費	500,000
	3 河川海岸費	県単独河川維持修繕費	340,000	県単独河川維持修繕費	810,000
		県単独砂防維持修繕費	90,000	県単独砂防維持修繕費	590,000
		砂防関係施設整備費	28,000	砂防関係施設整備費	1,878,000
		海岸保全事業費	79,500	海岸保全事業費	232,900
	4 港湾費	港湾総合交付金事業費	54,000	港湾総合交付金事業費	512,000
	5 都市計画費	都市計画街路総合交付金事業費	140,300	都市計画街路総合交付金事業費	350,000
		街路事業費	690,500	街路事業費	1,700,000
		都市公園総合交付金事業費	16,000	都市公園総合交付金事業費	278,000

10 教育費	4 高等学校費	学校修繕費（全日制）	193,950	学校修繕費（全日制）	231,725
		高等学校校舎等リフレッシュ事業費	783,481	高等学校校舎等リフレッシュ事業費	793,257
	5 特別支援学校費	学校修繕費（特別支援）	25,000	学校修繕費（特別支援）	35,451
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧費	925,000	道路災害復旧費	1,525,000
		河川災害復旧費	2,536,000	河川災害復旧費	4,369,000
		砂防災害復旧費	560,000	砂防災害復旧費	585,000
補正されなかった事業に係る額			736,991		736,991
合計			9,203,287		28,988,739

第３表　債務負担行為補正

１　追　　加

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
富山県民共生センター管理事業	令和９年度から 令和11年度まで	407,502
富山県総合防災情報システム改修事業	令和９年度	103,561
富山県庁情報通信網関連機器整備事業	令和９年度から 令和14年度まで	532,316
県議会議員選挙啓発費	令和９年度	7,500
県議会議員選挙費	令和９年度	16,500
繁忙期等補助業務労働者派遣費	令和９年度	97,100
県報ＰＤＦファイル編集等業務委託	令和９年度	3,600
施設保守管理等業務委託	令和９年度	1,009,000
法人県民税・法人事業税等申告書封入等業務委託	令和９年度	4,200
税納付金輸送業務委託	令和９年度	5,700
富山県美術館企画展開催事業	令和９年度	17,030
富山県美術館広報スタッフ派遣費	令和９年度	4,292

一般会計

富山県美術館常設展展示替え業務委託	令和９年度	1,506
旧近代美術館跡地緑地化事業	令和９年度	200,000
富山県水墨美術館企画展撤収・返却業務委託	令和９年度	1,785
富山県教育文化会館管理事業	令和９年度から 令和11年度まで	293,538
富山県高岡文化ホール管理事業	令和９年度から 令和11年度まで	415,614
富山県新川文化ホール管理事業	令和９年度から 令和11年度まで	477,024
富山県利賀芸術公園管理事業	令和９年度から 令和11年度まで	533,676
富山県武道館管理事業	令和９年度から 令和13年度まで	452,272
文化・スポーツ施設予約システム導入推進事業	令和９年度	3,182
富山県立乳児院管理事業	令和９年度から 令和11年度まで	508,398
障害者権利擁護センター夜間・休日通報受付業務委託	令和９年度	924
黒部学園・砺波学園支援体制強化事業	令和９年度	32,253
富山県子ども医療電話相談・救急医療電話相談事業運営委託	令和９年度	14,000

一般会計

「こころ・いのちの電話」運営事業	令和９年度	18,500
精神障害者保護対策費	令和９年度	17,100
県単独農業農村整備事業	令和９年度	70,000
県単独治山事業	令和９年度	40,000
富山県中央植物園管理運営事業	令和９年度から 令和11年度まで	1,061,790
農地整備事業	令和９年度	3,460,000
農村地域防災減災事業	令和９年度	527,000
農村総合整備事業	令和９年度	40,000
造林事業	令和９年度	61,000
林道事業	令和９年度	80,000
治山事業	令和９年度	673,000
道路管理事業	令和９年度	413,747
県単独道路除雪事業	令和９年度	70,000
県単独雪寒対策施設事業	令和９年度	40,000
県単独雪寒対策施設維持修繕事業	令和９年度	40,000
積雪寒冷地道路建設機械整備事業	令和９年度	150,000
積雪寒冷地道路除雪事業	令和９年度	40,000

一般会計

県単独交通安全施設整備事業	令和９年度	230,000
県単独ダム維持管理事業	令和９年度	79,000
県単独砂防維持修繕事業	令和９年度	50,000
立山カルデラ砂防博物館管理運営事業	令和９年度から 令和11年度まで	430,539
港湾海岸保全事業	令和９年度	21,000
富山新港元気の森公園管理事業	令和９年度から 令和11年度まで	69,804
港湾総合交付金事業費	令和９年度	225,000
港湾予防保全事業	令和９年度	72,000
伏木富山港改良整備事業	令和９年度	56,000
富山県総合運動公園管理事業	令和９年度から 令和13年度まで	1,517,955
情報通信技術支援員派遣事業	令和９年度	11,649
24時間いじめ相談電話事業	令和９年度	9,490
富山県呉羽青少年自然の家管理事業	令和９年度から 令和11年度まで	114,000
富山県砺波青少年自然の家管理事業	令和９年度から 令和11年度まで	130,098
交通規制標示塗替事業	令和９年度	189,800
自動車保管場所調査事業	令和９年度	66,700

自動車保管場所データ入力事業	令和 9 年度	9,400
自動車運転免許更新時講習事業	令和 9 年度	58,586
自動車運転免許停止処分者講習事業	令和 9 年度	22,762
自動車運転免許申請等処理事業	令和 9 年度	87,252

2　変　　更

（単位　千円）

補正前			補正後		
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
県単独災害防除事業	令和9年度	15,000	県単独災害防除事業	令和9年度	130,000
県単独道路維持修繕事業	令和9年度	60,000	県単独道路維持修繕事業	令和9年度	1,560,000
道路橋りょう改築事業	令和9年度	1,139,000	道路橋りょう改築事業	令和9年度	3,220,000
県単独道路改良事業	令和9年度	298,000	県単独道路改良事業	令和9年度	343,000
道路総合交付金事業費	令和9年度	170,000	道路総合交付金事業費	令和9年度	1,010,000
県単独橋りょう維持修繕事業	令和9年度	30,000	県単独橋りょう維持修繕事業	令和9年度	110,000
県単独河川維持修繕事業	令和9年度	80,000	県単独河川維持修繕事業	令和9年度	170,000
河川総合交付金事業費	令和9年度	300,000	河川総合交付金事業費	令和9年度	560,000
河川改修事業	令和9年度	170,000	河川改修事業	令和9年度	1,234,000
砂防総合交付金事業費	令和9年度	50,000	砂防総合交付金事業費	令和9年度	120,000
砂防関係施設整備事業	令和9年度	100,000	砂防関係施設整備事業	令和9年度	1,200,000

県単独港湾運河維持修繕事業	令和９年度	8,000	県単独港湾運河維持修繕事業	令和９年度	162,000
都市計画街路総合交付金事業費	令和９年度	84,000	都市計画街路総合交付金事業費	令和９年度	164,000
街路事業	令和９年度	106,000	街路事業	令和９年度	392,000
都市公園総合交付金事業費	令和９年度	80,000	都市公園総合交付金事業費	令和９年度	125,000
公営住宅ストック整備事業	令和９年度	58,000	公営住宅ストック整備事業	令和９年度	128,000
産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業	令和９年度	166,000	産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業	令和９年度	201,000

第４表　地方債補正

（単位　千円）

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
県有施設整備事業費	7,146,000		7,146,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	％ 5.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災事業費	1,709,000		1,709,000			
並行在来線対策費	10,000		10,000			
被災者生活再建支援基金拠出金	401,700		401,700			
災害援護資金貸付金	22,066		22,066			
公共等補助事業費	16,023,000	399,000	16,422,000			
県単独農林水産業施設整備事業費	9,000		9,000			
直轄事業費負担金	11,003,000		11,003,000			
公園整備事業費	453,000		453,000			
公営住宅建設事業費	68,000		68,000			
地方道整備事業費	3,457,000		3,457,000			
自然災害防止事業費	3,425,000		3,425,000			
警察施設整備事業費	447,000		447,000			
高等学校整備事業費	1,706,000		1,706,000			
特別支援学校建設事業費	601,000		601,000			
地域活性化事業費	300,000		300,000			

施設整備補助事業費	2,117,000		2,117,000			
補助直轄災害復旧事業費	3,581,700	18,000	3,599,700			
単独災害復旧事業費	488,600		488,600			
行政改革推進事業費	1,000,000		1,000,000			
計	53,968,066	417,000	54,385,066			

議案第115号

令和8年度富山県港湾施設特別会計補正予算（第3号）

令和8年度富山県の港湾施設特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,500,524千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条　債務負担行為の補正は、「第2表　債務負担行為補正」による。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
３繰　　入　　金		376,832	5,561	382,393
	１一般会計繰入金	376,832	5,561	382,393
補正されなかった款項に係る額		1,118,131		1,118,131
歳　　入　　合　　計		1,494,963	5,561	1,500,524

歳　　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１土　　木　　費		1,494,963	5,561	1,500,524
	１港　　湾　　費	1,494,963	5,561	1,500,524
歳　　出　　合　　計		1,494,963	5,561	1,500,524

第２表　債務負担行為補正

追　　加

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
国際物流ターミナル北岸壁管理事業	令和９年度	4,034
引船運航管理事業（らいちょう）	令和９年度	45,115
引船運航管理事業(日本海)	令和９年度	62,780

議案第116号

令和8年度富山県病院事業会計補正予算（第3号）

第1条　令和8年度富山県病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条　令和8年度富山県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第1款　病院事業費用	35,349,933千円	587,196千円	35,937,129千円
第1項　医業費用	35,029,935千円	587,196千円	35,617,131千円

第3条　予算第4条本文括弧書中「863,541千円」を、「863,741千円」に改め、同条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第1款　資本的収入	5,105,939千円	35,000千円	5,140,939千円
第1項　企業債	4,449,600千円	35,000千円	4,484,600千円
	支　　出		
第1款　資本的支出	5,969,480千円	35,200千円	6,004,680千円
第1項　建設改良費	1,657,787千円	35,200千円	1,692,987千円

第4条　予算第5条中

「

富山県立中央病院調理業務委託	令和9年度から令和11年度まで	838,150
富山県立中央病院採血・採尿業務支援装置保守管理業務委託	令和9年度から令和14年度まで	30,780
富山県立中央病院医事業務委託	令和9年度から令和10年度まで	975,000

」を

「

富山県立中央病院調理業務委託	令和９年度から 令和11年度まで	838,150
富山県立中央病院採血・採尿業務支援装置保守管理業務委託	令和９年度から 令和14年度まで	30,780
富山県立中央病院医事業務委託	令和９年度から 令和10年度まで	975,000
富山県立中央病院高額医療器械保守点検業務委託	令和９年度	125,000
富山県立中央病院高額医療器械保守点検業務委託（ＦＰＤパネル）	令和９年度から 令和11年度まで	12,800
富山県立中央病院駐車場管理業務委託	令和９年度	45,600
富山県立中央病院オンライン洋雑誌購入費	令和９年度	8,400
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター指定管理料	令和９年度から 令和11年度まで	2,972,301

」に改める。

第５条　予算第６条中

「

富山県立中央病院劣化改修事業費	497,000

病院事業会計

富山県立中央病院情報ネットワーク更新事業費	425,000
富山県立中央病院医療器械等整備事業費	431,000
富山県立中央病院借換債	2,915,000
富山県立中央病院経営改善推進事業費	1,695,500
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター病院情報システム整備事業費	1,600
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター医療器械整備事業費	36,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター借換債	144,000
計	6,145,100

を

「

富山県立中央病院劣化改修事業費	497,000
富山県立中央病院情報ネットワーク更新事業費	425,000
富山県立中央病院医療器械等整備事業費	431,000
富山県立中央病院借換債	2,915,000
富山県立中央病院経営改善推進	1,695,500

」

事　　業　　費	
薬剤管理指導支援システム導入事業	35,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター病院情報システム整備事業費	1,600
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター医療器械整備事業費	36,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター借換債	144,000
計	6,180,100

」に改める。

第6条　予算第8条中「14,114,704千円」を「14,701,900千円」に改める。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

議案第117号

令和8年度富山県電気事業会計補正予算（第2号）

第1条　令和8年度富山県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条　令和8年度富山県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第1款　事　業　費	4,985,502千円	28,581千円	5,014,083千円
第1項　営業費用	4,584,853千円	28,581千円	4,613,434千円

第3条　予算第5条中

「

庄発電所ピッチ角変更工事	令和9年度	5,900
太陽光発電所保守点検業務委託	令和9年度	6,500
大長谷第四発電所自動制御補助盤予備基盤購入費	令和9年度	2,200
大長谷第四発電所欠相継電器更新工事	令和9年度	26,400
上市川第三発電所発電所主要機器等修繕工事	令和9年度から令和10年度まで	472,700
菅沼ダム濁水対策工事	令和9年度から令和10年度まで	5,400,000
大長谷第二発電所ほか監視制御装置更新等工事	令和9年度	75,702
ダム監視制御装置改良工	令和9年度	35,948

」を

事		
企業局工事管理システム連携改修	令和９年度	6,137
上市川第一発電所１号機主要制御装置更新及び水車発電機修繕工事	令和９年度から令和11年度まで	1,544,686
県営水力発電所リプレース（全面的更新）長期計画策定業務委託	令和９年度	19,800
大長谷第五発電所水車発電機更新等詳細設計業務委託	令和９年度	47,300

」

「

庄発電所ピッチ角変更工事	令和９年度	5,900
太陽光発電所保守点検業務委託	令和９年度	6,500
大長谷第四発電所自動制御補助盤予備基盤購入費	令和９年度	2,200
大長谷第四発電所欠相継電器更新工事	令和９年度	26,400
上市川第三発電所発電所主要機器等修繕工事	令和９年度から令和10年度まで	472,700
菅沼ダム濁水対策工事	令和９年度から令和10年度まで	5,400,000
大長谷第二発電所ほか監	令和９年度	75,702

視制御装置更新等工事			に改める。
ダム監視制御装置改良工事	令和９年度	35,948	
企業局工事管理システム連携改修	令和９年度	6,137	
上市川第一発電所１号機主要制御装置更新及び水車発電機修繕工事	令和９年度から令和11年度まで	1,544,686	
県営水力発電所リプレース（全面的更新）長期計画策定業務委託	令和９年度	19,800	
大長谷第五発電所水車発電機更新等詳細設計業務委託	令和９年度	47,300	
施設保守管理等業務委託	令和９年度	2,400	

」

第４条　予算第９条中「869,096千円」を「897,677千円」に改める。

令和８年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

議案第 118 号

令和８年度富山県水道事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和８年度富山県水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度富山県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　事　業　費	1,776,032千円	10,882千円	1,786,914千円
第１項　営 業 費 用	1,736,032千円	10,667千円	1,746,699千円
第２項　営業外費用	39,480千円	215千円	39,695千円

第３条　予算第５条中

「

企業局工事管理システム連携改修	令和９年度	2,558

」を

「

企業局工事管理システム連携改修	令和９年度	2,558
管路台帳システム運用保守業務	令和９年度	355
施設保守管理等業務委託	令和９年度	4,457

」に改める。

第４条　予算第９条中「362,114 千円」を「372,996 千円」に改める。

令和８年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

議案第119号

令和8年度富山県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

第1条　令和8年度富山県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条　令和8年度富山県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第1款　事　業　費	2,248,558千円	7,784千円	2,256,342千円
第1項　営 業 費 用	2,117,399千円	7,784千円	2,125,183千円

第3条　予算第5条中

「

新旧導水路接続管設計業務委託	令和9年度	20,000
企業局工事管理システム連携改修	令和9年度	1,535

」を

「

新旧導水路接続管設計業務委託	令和9年度	20,000
企業局工事管理システム連携改修	令和9年度	1,535
管路台帳システム運用保守業務	令和9年度	1,111
漏水検知システム運用業務委託	令和9年度	7,892
施設保守管理等業務委託	令和9年度	13,659

」に改める。

第４条　予算第９条中「263,905千円」を「271,689千円」に改める。

令和８年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

議案第120号

令和８年度富山県地域開発事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和８年度富山県地域開発事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度富山県地域開発事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　事　業　費	20,129千円	34千円	20,163千円
第１項　営 業 費 用	12,952千円	34千円	12,986千円

第３条　予算第７条中「7,919千円」を「7,953千円」に改める。

令和８年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

議案第121号

富山県議会議員及び富山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例制定の件

富山県議会議員及び富山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を次のように定める。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県議会議員及び富山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

（趣旨）

第1条　この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「法」という。）第3条第3項及び第5条の規定に基づき、富山県議会議員及び富山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2　この条例において「候補者」とは、富山県議会議員又は富山県知事の選挙における候補者をいう。

（電磁的記録式投票機による投票）

第3条　富山県議会議員及び富山県知事の選挙の投票（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第47条、第49条並びに第50条第3項及び第5項の規定による投票を除く。）は、法第3条第1項の条例を定めた市町村のうち舟橋村の区域内の投票区に限り、法第3条第3項及び第7条に規定する方法によるものとする。

（電磁的記録式投票機における表示の方法）

第4条　電磁的記録式投票機における法第5条の規定による候補者の氏名及び党派別（以下「候補者の氏名等」という。）の表示の方法は、全ての候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の映像面に同時に表示する方法とする。ただし、候補者が多数であることその他の事由によりこれにより難い場合には、電磁的記録式投票

機の映像面に表示した五十音の中から当該電磁的記録式投票機の操作により一の音が選択されたときに、当該一の音で氏名が始まる候補者の氏名等を当該電磁的記録式投票機の映像面に同時に表示する方法その他選挙の公正かつ適正な執行を害しないものとして富山県選挙管理委員会が認める方法とすることができる。

2　前項の規定による候補者の氏名等の表示の順序は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定める順序によるものとする。

（委任）

第5条　この条例の施行に関し必要な事項は、富山県選挙管理委員会が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第122号

富山県附属機関条例一部改正の件

富山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表富山県高岡地区産業展示施設ＰＦＩ事業者選考審査会の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第123号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条　富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「417,600円」を「418,600円」に改め、同項第2号中「52,100円」を「52,600円」に改める。

第20条第1項中「22,500円」を「24,000円」に、「7,700円」を「8,000円」に、「33,750円」を「36,000円」に、「11,550円」を「12,000円」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の106.25）」の次に「、12月に支給する場合には100分の128.75（特定管理職員にあつては、100分の108.75）」を加え、同条第3項中「100分の61.25」」の次に「と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」」を加える。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の126.25）」の次に「、12月に支給する場合には100分の108.75（特定管理職員にあつては、100分の128.75）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の61.25）」の次に「、12月に支給する場合には100分の53.75（特定管理職員にあつては、100分の63.75）」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行　政　職　給　料　表

職員区分	職務の級 / 給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500				
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800				
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100				
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400				
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700				
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800					
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100					
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400					
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600					
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900					
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100					
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400					
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600					
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900					
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200					
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500					
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700					
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000					
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300					
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500					
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700					
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000					
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300					
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500					
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700					
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000					
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300					
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500					
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700					
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000					
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300					
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500					
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700					
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400						
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700						
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900						
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100						
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400						
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700						
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900						
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100						
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400						
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700						
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900						
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100						
	86	275,500	315,300	366,500								
	87	275,800	315,600	366,900								
	88	276,100	315,900	367,300								

	89	276,400	316,200	367,500							
	90	276,700	316,500	367,900							
	91	277,000	316,800	368,300							
	92	277,300	317,100	368,700							
	93	277,600	317,300	368,900							
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							
	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							
	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								
	113		323,000								
	114		323,200								
	115		323,500								
	116		323,900								
	117		324,100								
	118		324,300								
	119		324,600								
	120		324,900								
	121		325,200								
	122		325,400								
	123		325,700								
	124		326,000								
	125		326,300								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600	586,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

公　安　職　給　料　表

職員区分	職務の級 / 給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200	
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500	
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700	
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000	
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300	
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600	
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900	
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100	
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400	
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600	
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900	
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100	
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400	
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700	
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900	
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100	
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400	
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700	
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000	
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200	
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500	
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800	
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100	
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300	
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600	
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900	
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200	
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400	
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000		
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300		
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500		
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700		
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000		
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300		
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500		
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700		
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000		
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300		
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500		
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700		
	86	323,400	342,400	367,600	411,100				
	87	324,100	343,400	369,100	411,700				
	88	324,800	344,400	370,500	412,300				

	89	325,500	345,300	371,800	412,600						
	90	326,100	346,600	373,000	413,100						
	91	326,800	347,800	374,200	413,600						
	92	327,500	349,000	375,500	414,100						
	93	328,000	350,200	376,800	414,500						
	94	328,700	351,500	378,300	414,900						
	95	329,600	352,700	379,800	415,400						
	96	330,400	353,900	381,200	415,900						
	97	331,100	355,100	382,500	416,300						
	98	331,900	356,400	383,700	416,800						
	99	332,700	357,600	384,800	417,300						
	100	333,500	358,800	386,000	417,700						
	101	334,400	360,200	387,100	418,000						
	102	335,400	361,100	388,200	418,400						
	103	336,400	362,100	389,300	418,800						
	104	337,300	363,200	390,400	419,100						
	105	338,100	364,300	391,600	419,400						
	106	338,700	365,400	392,100	419,900						
	107	339,300	366,400	392,700	420,400						
	108	339,900	367,400	393,300	420,900						
	109	340,400	368,600	393,900	421,200						
	110	340,900	369,600	394,400	421,700						
	111	341,300	370,600	394,800	422,200						
	112	341,800	371,500	395,300	422,700						
	113	342,600	372,400	395,700	423,000						
	114	343,200	373,300	396,100	423,500						
	115	343,900	374,200	396,600	424,000						
	116	344,500	375,200	397,100	424,500						
	117	345,100	376,200	397,500	424,900						
	118	345,800	376,600	398,000	425,400						
	119	346,500	377,200	398,600	425,800						
	120	347,200	377,800	399,100	426,300						
	121	347,800	378,100	399,300	426,700						
	122	348,100	378,500	399,800							
	123	348,600	378,900	400,300							
	124	349,100	379,300	400,700							
	125	349,400	379,700	401,200							
	126		380,100	401,700							
	127		380,500	402,200							
	128		380,900	402,700							
	129		381,300	403,000							
	130		381,700	403,500							
	131		382,100	404,000							
	132		382,500	404,500							
	133		382,700	404,800							
	134		383,200	405,300							
	135		383,500	405,700							
	136		383,800	406,100							

	137 138 139 140 141 142 143 144 145		384,100 384,500 385,000 385,500 385,800 386,300 386,800 387,300 387,600	406,400 406,800 407,300 407,800 408,100						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800

備考　この表は、警察官に適用する。

別表第３（第３条関係）

教　育　職　給　料　表

ア　教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
		円	円	円	円
	1	223,000	270,400	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	433,500	
	23	268,100	305,600	434,900	
	24	269,300	307,800	436,200	
	25	270,500	309,900	437,800	
	26	271,700	311,800	439,200	
	27	272,900	313,700	440,500	
	28	274,100	315,500	441,900	
	29	275,200	317,400	443,300	
	30	276,200	319,300	444,600	
	31	277,300	321,100	446,100	
	32	278,300	322,800	447,600	
	33	279,400	324,500	449,200	
	34	280,500	326,300	450,600	
	35	281,700	328,000	452,200	
	36	283,000	329,700	453,700	
	37	284,200	331,400	455,400	
	38	285,300	333,200	456,900	
	39	286,500	335,000	458,500	
	40	287,600	336,700	460,100	

	41	288,900	338,100	461,600	
	42	289,900	340,000	463,100	
	43	290,900	341,800	464,300	
	44	291,800	343,500	465,500	
	45	292,400	345,300	466,700	
	46	293,200	347,200	468,000	
	47	294,000	348,900	469,200	
	48	294,800	350,700	470,400	
	49	295,500	352,500	471,500	
	50	296,300	354,300	472,700	
	51	297,000	356,000	473,900	
	52	297,800	357,700	475,100	
	53	298,600	359,400	476,300	
	54	299,400	360,800	477,500	
	55	300,100	362,200	478,700	
	56	300,900	363,700	479,900	
	57	301,600	365,300	481,000	
	58	302,200	366,900	481,600	
	59	303,000	368,400	482,100	
	60	303,800	370,000	482,600	
	61	304,500	371,600	483,100	
	62	305,100	373,200		
	63	305,900	374,800		
	64	306,500	376,300		
	65	307,500	377,900		
	66	308,300	379,500		
	67	309,000	381,100		
	68	309,700	382,600		
	69	310,400	384,100		
	70	311,100	385,700		
	71	311,800	387,100		
定年	72	312,500	388,600		
前再	73	313,200	390,100		
	74	313,900	391,700		
任用	75	314,600	393,300		
短時	76	315,200	394,800		
間勤	77	315,800	396,200		
	78	316,500	397,600		
務職	79	317,200	399,000		
員以	80	317,800	400,300		
外の	81	318,400	401,600		
	82	319,000	403,000		
職員	83	319,700	404,300		
	84	320,400	405,600		
	85	321,100	406,700		
	86	321,900	408,100		
	87	322,600	409,400		
	88	323,200	410,700		

	89	323,900	411,900			
	90	324,700	413,200			
	91	325,400	414,300			
	92	326,200	415,500			
	93	326,700	416,700			
	94	327,400	417,800			
	95	328,100	419,000			
	96	328,800	420,200			
	97	329,400	421,600			
	98	330,000	422,600			
	99	330,800	423,600			
	100	331,500	424,600			
	101	332,300	425,500			
	102	333,100	426,500			
	103	334,000	427,600			
	104	334,800	428,700			
	105	335,400	429,400			
	106	336,200	430,300			
	107	337,000	431,200			
	108	337,800	432,100			
	109	338,400	432,900			
	110	338,800	433,700			
	111	339,100	434,500			
	112	339,600	435,300			
	113	340,100	435,900			
	114	340,500	436,600			
	115	340,900	437,300			
	116	341,300	438,000			
	117	341,800	438,600			
	118	342,300	439,100			
	119	342,700	439,400			
	120	343,200	439,700			
	121	343,700	440,000			
	122	344,100	440,300			
	123	344,500	440,600			
	124	345,000	440,800			
	125	345,500	441,000			
	126	345,800	441,300			
	127	346,100	441,600			
	128	346,400	441,800			
	129	346,600	442,000			
	130	346,900	442,300			
	131	347,200	442,600			
	132	347,400	442,800			
	133	347,600	443,000			
	134	347,800	443,300			
	135	348,000	443,600			
	136	348,300	443,800			

	137	348,600	444,000		
	138	348,800	444,300		
	139	349,100	444,600		
	140	349,400	444,800		
	141	349,600	445,000		
	142	349,800	445,300		
	143	350,100	445,600		
	144	350,300	445,800		
	145	350,600	446,000		
	146	350,800			
	147	351,100			
	148	351,400			
	149	351,600			
	150	351,800			
	151	352,100			
	152	352,400			
	153	352,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		268,200	313,100	376,600	471,600

備考

1　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。

3　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

イ　教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
		円	円	円	円
	1	223,000	244,500	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	402,100	
	23	268,100	283,100	403,300	
	24	269,300	284,300	404,400	
	25	270,500	285,600	405,400	
	26	271,600	287,300	406,500	
	27	272,700	289,000	407,600	
	28	273,800	290,700	408,700	
	29	275,000	292,400	409,800	
	30	276,100	294,400	411,000	
	31	277,200	296,600	412,100	
	32	278,200	298,900	413,200	
	33	279,300	301,100	414,200	
	34	280,300	303,300	415,300	
	35	281,300	305,600	416,500	
	36	282,400	307,800	417,700	
	37	283,600	309,900	418,800	
	38	284,500	311,800	420,100	
	39	285,500	313,700	421,200	
	40	286,600	315,500	422,300	
	41	287,800	317,400	423,400	
	42	288,900	319,300	424,700	
	43	290,000	321,100	425,700	
	44	291,100	322,800	426,800	

	45	292,000	324,500	428,000	
	46	292,800	326,300	429,200	
	47	293,600	328,000	430,400	
	48	294,400	329,700	431,600	
	49	295,000	331,400	432,700	
	50	295,800	333,200	433,700	
	51	296,500	335,000	435,000	
	52	297,200	336,700	436,200	
	53	298,000	338,100	437,400	
	54	298,800	340,000	438,500	
	55	299,400	341,800	439,600	
	56	300,100	343,500	440,700	
	57	300,800	345,300	441,700	
	58	301,600	347,200	442,900	
	59	302,400	348,900	444,100	
	60	303,000	350,700	445,300	
	61	303,600	352,500	445,900	
	62	304,300	354,300	446,700	
	63	305,000	356,000	447,400	
	64	305,500	357,700	447,900	
	65	306,200	359,400	448,200	
	66	306,900	360,800	448,500	
	67	307,500	362,200	448,900	
	68	308,100	363,700	449,300	
	69	308,800	365,300	449,600	
	70	309,500	366,800	450,000	
	71	310,100	368,300	450,300	
	72	310,800	369,800	450,600	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	311,300	371,200	450,900	
	74	312,000	372,800	451,200	
	75	312,700	374,300	451,500	
	76	313,200	375,700	451,800	
	77	313,800	377,100	452,000	
	78	314,500	378,600	452,300	
	79	315,100	380,100	452,600	
	80	315,700	381,700	452,800	
	81	316,200	383,000	453,000	
	82	316,800	384,300		
	83	317,400	385,600		
	84	318,000	386,800		
	85	318,400	387,900		
	86	318,800	389,100		
	87	319,300	390,100		
	88	319,800	391,200		
	89	320,200	392,200		
	90	320,600	393,300		
	91	321,000	394,400		
	92	321,400	395,400		

	93	321,700	396,500			
	94	322,100	397,600			
	95	322,500	398,600			
	96	322,800	399,700			
	97	323,100	400,700			
	98	323,500	401,700			
	99	323,800	402,600			
	100	324,100	403,500			
	101	324,500	404,300			
	102	324,800	405,300			
	103	325,100	406,100			
	104	325,400	407,000			
	105	325,600	407,800			
	106	325,900	408,700			
	107	326,200	409,600			
	108	326,400	410,500			
	109	326,600	411,300			
	110	326,800	412,300			
	111	327,100	413,200			
	112	327,400	414,100			
	113	327,600	414,700			
	114	327,800	415,600			
	115	328,000	416,500			
	116	328,300	417,400			
	117	328,600	418,200			
	118	328,800	418,900			
	119	329,100	419,700			
	120	329,400	420,500			
	121	329,600	421,100			
	122	329,800	421,800			
	123	330,000	422,500			
	124	330,300	423,100			
	125	330,600	423,700			
	126		424,400			
	127		424,900			
	128		425,500			
	129		426,100			
	130		426,700			
	131		427,200			
	132		427,700			
	133		428,000			
	134		428,300			
	135		428,500			
	136		428,800			
	137		429,100			
	138		429,400			
	139		429,700			
	140		430,000			

	141		430,300		
	142		430,600		
	143		430,900		
	144		431,200		
	145		431,400		
	146		431,700		
	147		432,000		
	148		432,200		
	149		432,400		
	150		432,700		
	151		433,000		
	152		433,200		
	153		433,400		
	154		433,700		
	155		434,000		
	156		434,200		
	157		434,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		259,100	310,000	370,000	460,300

備考

1　この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。

3　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第４（第３条関係）

研　究　職　給　料　表

職員区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	
	37	266,500	330,000	396,000	452,900	
	38	268,000	331,000	396,700	454,300	
	39	269,500	331,900	397,500	455,700	
	40	271,100	332,700	398,200	457,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	272,500	333,400	399,000	458,200	
	42	273,800	333,900	400,100	459,500	
	43	275,200	334,400	401,300	460,900	
	44	276,600	334,800	402,500	462,200	
	45	278,100	335,200	403,200	463,000	
	46	279,400	335,700	404,200	463,800	
	47	280,700	336,200	405,000	464,700	
	48	281,900	336,600	405,700	465,600	
	49	283,100	337,000	406,400	466,400	
	50	284,200	337,400	407,100	467,200	
	51	285,300	337,800	407,700	467,800	
	52	286,400	338,300	408,300	468,600	
	53	287,400	338,700	408,900	469,000	
	54	288,500	339,100	409,600	469,600	
	55	289,500	339,500	410,400	470,100	
	56	290,500	339,900	411,200	470,600	
	57	291,500	340,300	411,800	471,100	
	58	292,200	340,600	412,600		
	59	292,700	341,000	413,300		
	60	293,300	341,400	414,000		
	61	293,900	341,800	414,600		
	62	294,500	342,300	415,300		
	63	295,100	342,900	415,900		
	64	295,700	343,400	416,600		
	65	296,300	343,800	417,300		
	66	296,800	344,400	417,900		
	67	297,400	344,900	418,500		
	68	297,900	345,500	419,200		
	69	298,500	346,000	419,900		
	70	299,200	346,500	420,400		
	71	299,800	346,900	421,000		
	72	300,400	347,500	421,600		
	73	301,100	348,000	422,100		
	74	301,700	348,500	422,700		
	75	302,300	349,100	423,300		
	76	303,000	349,800	423,800		
	77	303,700	350,400	424,300		
	78	304,400	350,800	424,800		
	79	305,100	351,500	425,300		
	80	305,600	352,200	426,000		
	81	306,200	352,800	426,400		
	82	306,900	353,500			
	83	307,600	354,100			
	84	308,200	354,700			
	85	308,700	355,200			
	86	309,400	355,700			
	87	310,100	356,100			
	88	310,700	356,400			

	89	311,200	356,700			
	90	311,800	357,200			
	91	312,500	357,500			
	92	313,100	357,900			
	93	313,700	358,200			
	94	314,200	358,500			
	95	314,800	358,900			
	96	315,300	359,300			
	97	315,600	359,800			
	98	316,000	360,300			
	99	316,400	360,800			
	100	316,900	361,300			
	101	317,300	361,800			
	102	317,600	362,300			
	103	317,900	362,700			
	104	318,200	363,200			
	105	318,600	363,600			
	106	318,900	364,000			
	107	319,300	364,500			
	108	319,600	364,900			
	109	319,800	365,400			
	110	320,200	365,800			
	111	320,500	366,200			
	112	320,700	366,600			
	113	321,000	367,100			
	114	321,300	367,500			
	115	321,600	367,900			
	116	321,900	368,300			
	117	322,100	368,800			
	118	322,400	369,200			
	119	322,600	369,600			
	120	322,900	370,000			
	121	323,200	370,400			
定年再用時勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前任短時間勤務職員		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900

備考　この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第５（第３条関係）

医　療　職　給　料　表

ア　医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000	632,700
	2	319,700	432,800	488,900	590,100	638,500
	3	322,000	435,500	490,800	595,200	643,500
	4	324,200	438,100	492,700	599,900	647,800
	5	326,400	440,600	494,200	604,200	651,800
	6	329,900	442,800	495,900	608,500	655,200
	7	333,400	444,800	497,700	611,900	658,100
	8	336,900	446,900	499,500	614,800	660,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300	
	10	344,000	450,600	503,000	619,600	
	11	347,500	452,200	504,800		
	12	351,000	453,800	506,600		
	13	354,500	455,400	508,400		
	14	358,000	456,900	510,100		
	15	361,500	458,400	511,900		
	16	365,000	459,800	513,700		
	17	368,400	461,200	515,500		
	18	371,600	462,700	517,400		
	19	374,900	464,200	519,300		
	20	378,100	465,600	521,200		
	21	381,400	466,900	523,100		
	22	384,700	468,400	524,800		
	23	387,900	469,800	526,600		
	24	391,000	471,200	528,400		
	25	394,200	472,600	530,000		
	26	396,600	474,000	531,800		
	27	399,000	475,300	533,600		
	28	401,200	476,600	535,100		
	29	403,200	478,000	536,500		
	30	404,900	479,300	538,200		
	31	406,600	480,700	540,000		
	32	408,400	482,100	541,700		
	33	410,200	483,400	543,200		
	34	412,000	484,700	544,500		
	35	413,600	486,000	545,800		
	36	415,100	487,400	547,100		
定年前再任用	37	416,600	488,800	548,100		
	38	418,000	490,400	549,400		
	39	419,400	492,000	550,700		
	40	420,800	493,500	552,000		

短時間勤務職員以外の職員	41	422,300	495,100	553,000		
	42	423,100	496,300	553,800		
	43	423,800	497,300	554,600		
	44	424,500	498,300	555,400		
	45	425,300	499,100	556,300		
	46	425,900	500,000	557,100		
	47	426,500	500,900	557,900		
	48	427,000	501,700	558,600		
	49	427,500	502,400	559,400		
	50	427,900	503,100	560,200		
	51	428,400	503,800	560,900		
	52	428,800	504,400	561,800		
	53	429,200	505,000	562,700		
	54	429,500	505,700	563,500		
	55	429,800	506,300	564,400		
	56	430,200	506,900	565,300		
	57	430,500	507,200	566,100		
	58	430,800	507,800	566,900		
	59	431,100	508,400	567,700		
	60	431,400	509,100	568,400		
	61	431,800	509,500	569,200		
	62	432,100	510,100	570,100		
	63	432,400	510,800	571,000		
	64	432,700	511,500	571,900		
	65	433,000	511,900	572,700		
	66		512,500	573,600		
	67		513,100	574,500		
	68		513,600	575,400		
	69		514,100	576,200		
	70		514,600	577,100		
	71		515,100	578,000		
	72		515,600	578,900		
	73		516,000	579,700		
	74		516,500			
	75		516,900			
	76		517,300			
	77		517,800			
	78		518,400			
	79		518,900			
	80		519,300			
	81		519,800			
	82		520,400			
	83		521,000			
	84		521,500			
	85		522,000			

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		339,500	386,200	446,500	528,200	636,200

備考　この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ　医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400	
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900	
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400	
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800	
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200	
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500	
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000	
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400	
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800	
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200	
	78	274,300	310,800	348,600	370,700	415,700	
	79	274,600	311,000	349,000	370,900	416,100	
	80	274,800	311,300	349,500	371,200	416,500	
	81	275,000	311,600	350,000	371,700	416,900	
	82	275,300	311,800	350,300	372,000	417,400	
	83	275,600	312,100	350,500	372,300	417,800	
	84	275,800	312,400	350,800	372,600	418,200	
	85	276,000	312,600	351,200	373,000	418,600	
	86		312,800	351,600	373,300		
	87		313,000	351,900	373,600		
	88		313,200	352,200	373,900		
	89		313,600	352,500	374,300		
	90		313,800	352,700	374,600		
	91		314,000	353,100	374,800		
	92		314,200	353,400	375,100		

	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800				
	103		317,000	356,200				
	104		317,300	356,400				
	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700

備考　この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表(3)

職員区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200	
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600	
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700		
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400		
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000		
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600		
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200		
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900		
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500		
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200		
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700		
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300		
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800		
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200		
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800		
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200		
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500		
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800		
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300		
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700		
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000		
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300		
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800		
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300		
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700		
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000		
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400		
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900		
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300		
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700		
	86	306,200	333,100	371,800	391,500			
	87	306,700	334,100	372,600	392,100			
	88	307,200	335,100	373,400	392,600			
	89	307,600	336,000	374,000	392,900			
	90	308,100	337,000	374,600	393,400			
	91	308,600	338,000	375,200	393,700			
	92	309,100	339,000	375,800	394,000			

	93	309,600	339,800	376,200	394,600				
	94	309,900	340,500	376,600	395,100				
	95	310,400	341,200	377,100	395,600				
	96	310,900	341,800	377,500	396,100				
	97	311,400	342,200	378,000	396,700				
	98	311,900	342,500	378,400	397,200				
	99	312,300	343,000	378,900	397,700				
	100	312,700	343,600	379,300	398,100				
	101	313,100	344,000	379,600	398,700				
	102	313,500	344,500	380,100	399,200				
	103	313,900	345,100	380,400	399,700				
	104	314,200	345,600	380,700	400,200				
	105	314,500	346,000	381,100	400,800				
	106	314,900	346,500	381,600	401,200				
	107	315,300	347,000	382,100	401,700				
	108	315,600	347,500	382,600	402,200				
	109	315,800	347,900	383,100	402,800				
	110	316,100	348,200	383,600					
	111	316,300	348,500	384,100					
	112	316,600	348,800	384,500					
	113	316,900	349,100	384,900					
	114	317,100	349,500	385,300					
	115	317,400	349,800	385,800					
	116	317,600	350,100	386,300					
	117	317,900	350,300	386,700					
	118	318,100	350,600	387,200					
	119	318,400	350,900	387,700					
	120	318,700	351,100	388,200					
	121	319,000	351,300	388,500					
	122	319,300	351,600						
	123	319,600	351,900						
	124	319,900	352,200						
	125	320,100	352,400						
	126	320,300	352,700						
	127	320,600	353,000						
	128	321,000	353,200						
	129	321,200	353,400						
	130	321,500	353,600						
	131	321,800	353,900						
	132	322,200	354,100						
	133	322,400	354,400						
	134	322,700	354,800						
	135	323,000	355,200						
	136	323,300	355,600						
	137	323,500	355,900						
	138	323,800	356,300						
	139	324,100	356,700						
	140	324,400	357,100						

	141	324,600	357,400					
	142	324,900	357,800					
	143	325,300	358,100					
	144	325,600	358,500					
	145	325,800	358,800					
	146	326,000	359,200					
	147	326,300	359,600					
	148	326,600	360,000					
	149	326,800	360,300					
	150	327,000	360,700					
	151	327,300	361,100					
	152	327,600	361,500					
	153	328,000	361,800					
	154	328,200						
	155	328,400						
	156	328,700						
	157	329,000						
	158	329,300						
	159	329,600						
	160	329,900						
	161	330,300						
	162	330,600						
	163	330,900						
	164	331,200						
	165	331,600						
	166	331,900						
	167	332,200						
	168	332,500						
	169	332,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700

備考　この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第２条　富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第２項各号列記以外の部分中「、６月に支給する場合には100分の126.25」を「100分の127.5」に、「100分の106.25）、12月に支給する場合には100分の128.75（特定管理職員にあつては、100分の108.75」を「100分の107.5」に改め、同条第３項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」を「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第23条第２項第１号中「、６月に支給する場合には100分の106.25」を「100分の107.5」に、「100分の126.25）、12月に支給する場合には100分の108.75（特定管理職員にあつては、100分の128.75」を「100分の127.5」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の52.5」に、「100分の61.25）、12月に支給する場合には100分の53.75（特定管理職員にあつては、100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

別表第３のアの表の備考の２中「11,500円」を「15,400円」に改め、同表の備考の３中「3,800円」を「7,700円」に改める。

別表第３のイの表の備考の２中「11,500円」を「15,600円」に改め、同表の備考の３中「4,000円」を「8,100円」に改める。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

第8条第2項中「100分の96.25」」の次に「と、「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」」を、「100分の88.75」」の次に「と、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」」を加える。

第4条　富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の126.25」を「100分の127.5」に、「100分の96.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」を「100分の97.5」に、「100分の106.25」を「100分の107.5」に、「100分の88.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」を「100分の90」に改める。

（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条　富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

第6条第2項中「100分の175」」の次に「と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」」を加える。

第6条　富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改

正する。

第6条第2項中「100分の126.25」を「100分の127.5」に、「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」を「100分の177.5」に改める。

（富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正）

第7条　次に掲げる条例の規定中「、「100分の175」を「「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」に改める。

⑴　富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）第1条第3項ただし書

⑵　富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）第5条第2項ただし書

⑶　富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）第2条第2項ただし書

⑷　富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）第1条第3項ただし書

第8条　次に掲げる条例の規定中「100分の126.25」を「100分の127.5」に、「「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」を「、「100分の177.5」に改める。

⑴　富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

⑵　富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書

⑶　富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書

⑷　富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

（富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第9条　富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「268,300円」を「277,600円」に、「387,500円」を「400,300円」に、「380,800円」を「394,200円」に、「893,000円」を「923,000円」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条中別表第３のアの表の備考の２及び備考の３並びに同表のイの表の備考の２及び備考の３の改正規定は令和９年１月１日から、第２条中第22条第２項各号列記以外の部分及び第３項並びに第23条第２項第１号及び第２号の改正規定、第４条、第６条並びに第８条の規定は同年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第８条の２第１項第１号及び第２号、第20条第１項並びに別表第１から別表第５までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第３条の規定（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第７条第１項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第５条の規定（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第５条第１項及び第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第９条の規定による改正後の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は令和８年４月１日から、第１条の規定（給与条例第22条第２項各号列記以外の部分及び第３項並びに第23条第２項第１号及び第２号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第３条の規定（任期付職員条例第８条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第５条の規定（任期付研究員条例第６条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定並びに第７条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例及び富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（次条において「改正後の知事等給与条例等」という。）の規定は同年12月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　第１条の規定による改正後の給与条例、第３条の規定による改正後の任期付職員条例、第５条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、

第１条の規定による改正前の給与条例、第３条の規定による改正前の任期付職員条例、第５条の規定による改正前の任期付研究員条例、第７条の規定による改正前の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例若しくは富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例又は第９条の規定による改正前の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例、第３条の規定による改正後の任期付職員条例、第５条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第３条　前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

議案第124号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「1,620円」を「2,160円」に改める。

第39条第2項第1号中「2,160円」を「2,880円」に改める。

附則第5項及び第9項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（次項及び第3項において「改正後の条例」という。）第37条第2項、第39条第2項第1号並びに附則第5項及び第9項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（手当の内払）

2　職員が、この条例による改正前の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第37条の規定に基づいて、令和8年4月1日以後の分として支給を受けた特殊現場作業手当は、改正後の条例第37条の規定による特殊現場作業手当の内払とみなす。

3　地方警察職員が、改正前の条例第39条の規定に基づいて、令和8年4月1日以後の分として支給を受けた警察職員業務手当は、改正後の条例第39条の規定による警察職員業務手当の内払とみなす。

議案第125号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を次のように改正する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第1項中「令和8年度」を「令和13年度」に改め、同条第3項の表以外の部分中「令和9年3月31日」を「令和14年3月31日」に、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る不動産取得税の減免の特例）

第22条　令和6年能登半島地震による災害に係る第88条第1項第1号の規定の適用については、同号中「3年以内」とあるのは、「令和11年1月1日までの間」とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第126号

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例等一部改正の件

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例等の一部を次のように改正する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

⑴　富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例第60号）第12条ただし書

⑵　富山県心の健康センター条例（平成9年富山県条例第2号）第6条ただし書

⑶　富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）第5条ただし書

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第127号

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例一部改正の件

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年富山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第128号

富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例一部改正の件

富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成24年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和8年法律第65号）の施行の日から施行する。

議案第129号

工事請負契約締結に関する件

（仮称）砺波警察署新築工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　契約の目的　　（仮称）砺波警察署新築工事
2　工事の場所　　砺波市苗加地内
3　契約金額　　1,991,000,000円
4　契約の方法　　一般競争入札
5　契約の相手方　　砺波工業・藤井組（仮称）砺波警察署新築工事共同企業体
代表者
砺波市中央町1番8号
砺波工業株式会社
共同企業体構成員
南砺市坪野192番地
株式会社藤井組
6　完成期日　　令和10年7月21日

議案第130号

工事請負契約締結に関する件

県営農村地域防災減災事業射水排水機場地区西部排水機場4号ポンプ設備更新工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1	契約の目的	県営農村地域防災減災事業射水排水機場地区西部排水機場4号ポンプ設備更新工事
2	工事の場所	高岡市石丸地内
3	契約金額	547,800,000円
4	契約の方法	一般競争入札
5	契約の相手方	柿本商会・ミヤシゲテクノ県営農村地域防災減災事業射水排水機場地区西部排水機場4号ポンプ設備更新工事共同企業体 代表者 富山市上赤江町一丁目16番1号 株式会社柿本商会富山支店 共同企業体構成員 高岡市オフィスパーク10番1 株式会社ミヤシゲテクノ
6	完成期日	令和10年7月28日

議案第131号

工事委託契約変更に関する件

令和4年2月定例県議会において議決を経た泉川新川橋りょう改築工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

完 成 期 日　　変更前　令和9年3月31日

変更後　令和10年3月31日

議案第132号

工事請負契約変更に関する件

令和6年2月定例県議会において議決を経た白岩川河川改修（水橋大橋）上部工工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

契 約 金 額　　変更前　678,700,000円
　　変更後　655,136,900円

議案第133号

工事請負契約変更に関する件

令和6年9月定例県議会において議決を経た県営水利施設整備事業横江地区水管理制御設備更新工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1	契約金額	変更前	780,890,000円
		変更後	831,484,500円
2	完成期日	変更前	令和9年2月26日
		変更後	令和9年3月12日

議案第134号

工事請負契約変更に関する件

令和7年6月定例県議会において議決を経た富山県富山児童相談所等新築工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

完 成 期 日　　変更前　令和9年2月16日

変更後　令和9年3月2日

議案第135号

工事請負契約変更に関する件

令和7年9月定例県議会において議決を経た富山県防災行政無線再整備（第3世代化）工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

契 約 金 額　　変更前　1,298,000,000円
　　変更後　1,237,616,600円

議案第136号

公立大学法人富山県立大学第3期中期目標制定の件

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、公立大学法人富山県立大学第3期中期目標を次のように定める。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

公立大学法人富山県立大学第3期中期目標

はじめに

富山県立大学（以下「県立大学」という。）は、工学、情報工学及び看護学の分野に特化し、時代や社会のニーズに応えて高度専門人材の育成を担う理工系の公立大学である。

平成2年4月に、日本海側初めての工学系公立大学として開学して以来、教育、研究、地域貢献等を積極的に推進し、多くの有為な学生を社会に輩出するなど、地域及び産業の振興に大きな役割を果たしてきている。

平成27年4月の公立大学法人化以降は、その機動性を活かしながら、教育、研究、地域貢献及び大学運営の充実・強化に取り組んできた。第2期中期目標期間においては、情報工学部、大学院情報工学研究科、大学院看護学研究科及び看護学専攻科の設置など、高度専門人材の育成に向けた教育研究体制の充実を図るとともに、ＤＸ教育研究センターや情報工学研究棟など教育研究基盤の整備を進めた。また、競争的研究資金の獲得や産学官連携の推進、ＤＸ人材の育成、地域や産業界との連携強化を通じて、地域社会の発展と産業の高度化に貢献する大学づくりを進めてきた。

一方で、人口減少・少子高齢化の進展や若者の県外流出、生成ＡＩをはじめとする技術革新やデジタル化・ＤＸの加速、グローバル化の進展、多様な価値観の広がりなど、大学を取り巻く環境は大きく変化している。また、予測困難な時代（ＶＵＣＡ）の到来に伴い、地域課題は一層複雑・多様化するとともに、リカレント教育やリスキリングへの社会的な需要も高まっている。こうした中、県立大学には、地域社会の持続的な発展を支える人材の育成、社会課題の解決に資する研究の推進、地域や産業界との連携強化などを通じて、その役割を一層果たしていくことが求められている。

県立大学がこれからも、機動性、透明性の高い大学運営のもと、教育、研究及び地域貢献活動をさらに充実・強化し、県民のウェルビーイングの向上と地域社会の持続的な発展に貢献する魅力ある大学づくりを推進できるよう、以下のとおり第3期中期目標を定める。

基本目標

・学生を大きく伸ばす教育力の高い大学

学生の課題解決力を身につける実践重視の教育を推進し、地域社会はもとより国際社会で活躍できる有為な人材を育成する。

・未来を志向した高度な研究を推進する大学

基盤的・先端的な研究を推進し、県内産業、保健及び医療の発展はもとより国内と世界の学術の向上に貢献する。

・広く開かれた、地域社会に貢献する大学

富山県における知の拠点として、大学間連携のもと、優れた教育研究成果の還元と地域を支える人材の育成を通じて、地域社会の発展に貢献する。

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1　中期目標の期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日までの6年間とする。

2　教育研究上の基本組織

中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織及び附属施設を設置する。

⑴　学部及び学科

学　部	学　科
工学部	機械システム工学科
	電気電子工学科
	環境・社会基盤工学科
	生物工学科
	医薬品工学科
情報工学部	データサイエンス学科
	情報システム工学科

	知能ロボット工学科
看護学部	看護学科

⑵　大学院

研究科	専　攻	課　程
工学研究科	機械システム工学専攻	博士課程（前期）
	電気電子工学専攻	
	環境・社会基盤工学専攻	
	生物・医薬品工学専攻	
	総合工学専攻	博士課程（後期）
情報工学研究科	データサイエンス専攻	博士課程（前期）
	情報システム工学専攻	
	知能ロボット工学専攻	
	情報工学専攻	博士課程（後期）
看護学研究科	看護学専攻	博士課程（前期）
		博士課程（後期）

⑶　専攻科

専攻科	専　攻
看護学専攻科	公衆衛生看護学専攻
	助産学専攻

⑷　附属施設

附属図書館
地域連携センター
キャリアセンター
情報基盤センター
生物・医薬品工学研究センター
ＤＸ教育研究センター

第１　教育に関する目標

１　学生の確保に関する目標

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、目的意識や学習意欲の高い学生の受入れの一層の促進を図るため、より多くの志願者の確保と県内の優秀な学生確保に向け学生募集の取組みを強化する。

また、高大連携を強化し、高校生の理工系分野や看護分野への興味・関心を高める取組みを推進する。

併せて、社会人や外国人留学生など多様な人材の受入れを促進する。

２　教育の内容に関する目標

⑴　教育内容の充実

高い倫理観や豊かな人間性を備え、地域社会をはじめ、国内及び国際社会で活躍できる人材を育成するため、学生の主体的な学習を促すとともに、学習効果の高い教育を実践するため、教育課程の編成や教育方法を工夫するなど、教育内容を充実する。

ＡＩ、ＧＸ（※１）、ＩｏＥ（※２）等の先端技術に対応した教育研究を推進するとともに、オンライン教育やデジタル技術を活用した柔軟な学修環境の充実を図る。

※１　Green Transformation

※２　Internet of Everything

⑵　特色ある教育の推進

少人数教育を核とした、対話型のゼミ、実験や実習を重視した授業、全学年にわたるキャリア教育など、学生一人ひとりにゆきとどいた特色ある教育を推進する。

工学・情報工学と看護学の連携による教育や、地域課題解決型学習（ＰＢＬ）を推進するとともに、アントレプレナーシップ（起業家精神）を育み、大学発スタートアップ創出につながる実践的な教育を推進する。

３　教育の実施体制に関する目標

⑴　教職員の配置

教育や研究の充実を図るため、適正な教職員の配置を行うとともに、プロジェクト研究などに臨機に対応できる多様な人事制度を運用する。

⑵　教育環境の整備・充実

社会に貢献できる人材を育成するため、学生が安心して学び、主体的に成長できる魅力ある教育環境の整備・充実を推進する。

⑶　教育の質の改善

学生に質の高い教育を提供できるよう、教育活動の評価や教員の教育力の向上など教育の質の改善に向けた、全学的な取組みを充実する。

⑷　社会ニーズに対応した人材育成

カーボンニュートラルやＧＸ等の成長分野に対応し、高度なものづくり産業や地域産業を支える実践的技術者人材の育成に取り組む。

医療の高度化や高齢化の進展に対応し、高度な看護実践能力を備えた人材や専門看護師、助産師及び保健師など、地域の保健・医療・福祉を支える人材の育成に取り組む。

デジタル化の進展に対応し、数理・データサイエンス・ＡＩを活用できる高度デジタル人材の育成に取り組む。

4　学生への支援に関する目標

⑴　学習支援

学生が意欲と目的を持って主体的に学べるよう、学習支援及び経済的支援を充実するとともに、社会人や留学生等多様な学生への支援を推進する。

⑵　生活支援

学生が充実した学生生活を送れるよう、心身両面からの支援体制を充実するとともに、学生の課外活動や社会貢献活動の取組みを支援する。

⑶　キャリア形成支援

学生の社会的・職業的自立を促し、希望する進路の実現に向けたキャリア形成支援を充実する。

工学系学部・研究科においては、産学官金との連携を通じて県内企業への理解を深め、県内定着に向けた就職支援を推進する。

看護系学部・研究科等においては、県内の保健・医療・福祉施設との連携を通じて地域医療への理解を深め、県内定着に向けた就職支援を推進する。

5　国際化の推進に関する目標

⑴　国際化に対応した人材の育成

グローバルな視野を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成するため、学生の海外派遣を推進するとともに、留学生の受入れから教育、県内企業への就職

・定着までを見据えた一体的な取組みを推進し、国際化に対応する教育環境を充実する。

⑵　教職員の国際交流の推進

研究水準の向上や教育内容の充実を図るため、海外の大学・研究機関との相互交流等の国際交流を推進する。

第２　研究に関する目標

１　研究の方向性と研究の成果に関する目標

⑴　産業の高度化と保健及び医療の発展に貢献する研究の推進

工学系学部・研究科においては、ＡＩ、ＧＸ、ＩｏＥ等、県内外のものづくり企業における喫緊の課題に対応する分野へ研究資源を重点的に投入し、産学官金連携のもと、産業の高度化やイノベーションの創出につながる基盤的・先端的な研究を推進する。

看護系学部・研究科等においては、地域の保健・医療の発展に資する実践的・先端的な研究を推進する。

⑵　研究成果の地域・社会への還元

産学官金・医療機関等の連携を強めながら、地域課題解決や社会実装に向けた研究を展開し、「地域の知の拠点」として、研究成果を地域社会をはじめ国内及び国際社会に還元する。

２　研究実施体制に関する目標

⑴　研究実施体制の充実

社会や産業界のニーズを踏まえ、入学定員や教員配置を含む教育研究組織及び教育研究活動について検証を行い、必要に応じて見直すとともに、学部間の連携や他大学との共同研究をはじめとする学外との連携を推進する。

また、全学的な研究力の向上や地域連携センターの機能強化など、研究支援体制を充実する。

併せて、研究倫理の徹底など、研究活動の適正な実施に向けた体制を充実する。

⑵　研究環境の整備

研究資金の確保や研究施設・設備の整備・活用など、研究支援体制を充実・強化する。

また、デジタル化の進展に対応し、産学官金の連携教育研究拠点となる施設

・設備を整備・充実する。

⑶　研究活動の評価及び改善

研究の質の向上を図るため、研究活動の審査・評価を適切に実施するとともに、研究業績を適切に評価できるよう、評価制度の改善に努める。また、研究成果の発表・報告の機会を拡充する。

第３　地域貢献に関する目標

１　関係機関との連携に関する目標

⑴　産学官金・医療機関等の連携

地域連携センターの機能強化や県立大学研究協力会との連携を通じて、産学官金・医療機関等との共同研究、人材育成及びオープンイノベーションを推進し、大学の知的資源を地域社会に還元する。

⑵　地域との連携

「広く開かれた大学」として、社会人の学び直し（リカレント教育・リスキリング）など、学ぶ人のニーズにあった多様な学習、職業能力開発の機会の提供や生涯学習の推進、地域の活性化に貢献する。

⑶　教育機関との連携

他の高等教育機関、高等学校、小中学校などとの連携協力のもと、生涯学習、地域づくり、理数教育の充実など、幅広い分野での活動を促進する。

２　地域・社会への貢献に関する目標

⑴　地域課題解決への貢献

県内の自治体、企業、医療機関等、ＮＰＯ法人などとの連携を推進し、地域が直面する課題について、社会実装も見据えながら全学的に取り組み、地域の発展に貢献する。

⑵　地域社会で活躍する人材の育成

地域構想推進プラットフォームにおいて、2040年の社会を見据え、地域や産業の振興を担う高度専門人材及び地域の保健・医療を支える看護人材の県内定着を促進し、県立大学研究協力会会員企業をはじめ県内企業や医療機関等の人材ニーズに応える。

また、大学間連携を強化し、県内の各分野において地域社会の発展に貢献する人材の育成を推進する。

第４　業務運営の改善及び効率化に関する目標

1　運営体制の改善に関する目標

⑴　機動性の高い運営の推進

理事長と学長が適切な役割分担のもとリーダーシップを発揮し、迅速な意思決定と全学的な連携による機動的な運営を推進する。

⑵　学外の意見が反映される運営の推進

経営感覚に優れた人材や社会のニーズを反映できる人材を広く学外から登用し、大学経営の機能強化や開かれた大学づくりを推進する。

⑶　内部監査機能の充実

法人業務の適正処理を確保するため、監査業務に従事する職員の専門性の向上を図るなど、内部監査機能を充実する。

2　教育研究組織の見直しに関する目標

産業界等のニーズを踏まえ、入学定員や教員配置を含む教育研究組織及び教育研究活動を検証し、必要に応じて見直すとともに、学部間及び学外との連携を推進する。

3　人事の適正化に関する目標

⑴　柔軟で多様な人事制度の適切な運用

教育・研究水準の一層の向上を図るため、多様な任用形態、柔軟な勤務形態等の弾力的な人事制度を適切に運用する。

⑵　教員評価制度の適切な運用

教員組織のさらなる活性化を図る観点から、教育、研究はもとより、地域貢献、大学運営など幅広い活動実績を総合的に評価する教員活動評価制度を適切に運用する。

4　事務の効率化に関する目標

⑴　事務局組織の見直し

学生や教員の多様なニーズに的確に対応し、効率的かつ効果的な事務運営を行うため、事務局組織を必要に応じて見直す。

⑵　事務処理の効率化

事務職員の専門性を高めるとともに、事務処理及び内部管理体制の適時・適切な見直しを進め、電子決裁、ペーパーレス化、生成ＡＩ等の新たな技術を活用した事務局ＤＸを推進することにより、効率的かつ生産性の高い事務局運営を推進する。

第５　財務内容の改善に関する目標

１　自己収入の増加に関する目標

⑴　外部研究資金等の獲得

産学官金連携による外部研究資金や科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に努める。

⑵　自己資金の充実・確保

寄附金等の獲得に努めるとともに、ネーミングライツの導入をはじめとする施設の有効活用を図り、多様な財源確保を推進する。

２　予算の効率的な執行に関する目標

経費の効率的執行に努め、特に、管理的経費については、業務運営の合理化、省エネルギー・省資源化を促進するなど、抑制に努める。

３　資産の運用管理に関する目標

大学が保有する資産について、適正な管理を行うとともに、効果的かつ効率的な運用を図る。

第６　自己点検評価及び情報の提供に関する目標

１　評価の充実に関する目標

自己点検・評価を定期的に実施するとともに、認証機関が行う大学評価及び富山県公立大学法人評価委員会が行う法人評価を教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。また、その評価結果を速やかに公表する。

２　情報発信の推進に関する目標

⑴　情報公開の推進

公立大学法人として、社会に対する説明責任を果たし、大学運営の透明性を確保するため、情報公開を推進する。

⑵　積極的な広報の推進

大学の認知度向上を図るため、教育、研究、地域貢献活動や業務運営に関する情報を積極的に発信するとともに、県内外から優秀な学生を確保するため、戦略的かつ効果的な広報活動を推進する。

第７　その他業務運営に関する目標

１　施設設備の整備に関する目標

良好な教育研究環境を保つため、施設設備の整備や県立大学長寿命化計画に基づく、計画的な施設管理を実施する。

2　安全管理に関する目標

⑴　安全衛生管理

学生及び教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な修学・職場環境の形成を促進するため、全学的な安全衛生管理体制及び危機管理体制の強化を図る。

⑵　情報セキュリティ体制の強化

組織横断的なリスク管理体制のもと、情報資産をサイバー攻撃やマルウェア、情報漏えい等の脅威から保護するため、予防対策や早期検知・被害の最小化を図るとともに、大学内外の専門的知見も活用しながら、情報基盤に関するセキュリティ体制を強化する。

3　社会的責任に関する目標

⑴　コンプライアンスの推進

教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令遵守に基づく適正な大学運営を推進するとともに、内部統制、情報管理及び危機管理体制の強化を図り、不祥事の未然防止及び再発防止に取り組む。また、ハラスメントのない良好な教育研究環境づくりを推進する。

⑵　多様性の尊重

性別、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様な価値観や個性を尊重し、誰もが安心して学び、働くことのできる環境づくりを推進する。

⑶　持続可能な大学運営の推進

ＳＤＧｓの理念を踏まえ、働き方改革や環境負荷低減に取り組むとともに、持続可能な社会の実現に貢献する。

議案第137号

動産取得に関する件

県立学校における教育の用に供するため、コンピュータ教室機器一式を次のとおり取得するものとする。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　物件の表示　　コンピュータ教室機器一式

2　相　手　方　　富山市下新本町6番22号

株式会社アイ・ユー・ケイ中部北陸本部

3　取得価格　　96,800,000円

議案第138号

公立大学法人富山県立大学定款一部変更の件

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、公立大学法人富山県立大学定款の一部を次のように変更する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

第18条第1号中「及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。第22条第1号及び第26条第1号において同じ。）」を削る。

第22条第1号中「及び年度計画」を削る。

第26条第1号中「及び年度計画」を削る。

別表の2の表実習棟2と実習棟3の順序を入れ替える。

附　則

この定款は、令和9年4月1日から施行する。

議案第139号

富山県教育文化会館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県教育文化会館

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪4番18号

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第140号

富山県高岡文化ホールの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県高岡文化ホール

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪4番18号

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第141号

富山県新川文化ホールの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県新川文化ホール

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪4番18号

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第142号

富山県利賀芸術公園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県利賀芸術公園

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団

富山市新総曲輪4番18号

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第143号

富山県民共生センターの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県民共生センター

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

サンフォルテＪＯＩグループ

代表者

公益財団法人富山県女性財団

富山市湊入船町6番7号

構成員

公益財団法人富山県女性財団

富山市湊入船町6番7号

ＴＩＳＩ株式会社

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

株式会社スカイインテック

富山市牛島新町5番5号

株式会社高志インテック

富山市下新町5番23号

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第144号

富山新港元気の森公園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山新港元気の森公園

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

トナミグリーン・富山岸グリーンサービス企業体

代表者

トナミグリーン株式会社

南砺市泉沢183番地1

構成員

トナミグリーン株式会社

南砺市泉沢183番地1

株式会社富山岸グリーンサービス

富山市赤田827番地5

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第145号

富山県立乳児院の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県立乳児院

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

日本赤十字社富山県支部　支部長　新田　八朗

富山市飯野26番1号

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第146号

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人富山県社会福祉総合センター

富山市下飯野36番地

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第147号

富山県中央植物園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県中央植物園

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人花と緑の銀行

富山市婦中町上轡田42番地

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第148号

富山県立山カルデラ砂防博物館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県立山カルデラ砂防博物館

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人立山カルデラ砂防博物館

中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂68番地

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第149号

富山県総合運動公園及び富山県武道館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県総合運動公園及び富山県武道館

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

TOYAMA PLAY PARK共同事業体

代表者

株式会社カターレ富山

富山市南中田368番地

構成員

株式会社カターレ富山

富山市南中田368番地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番6

シンコースポーツ株式会社

東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

株式会社バロン

富山市北代5298番地

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

議案第150号

富山県呉羽青少年自然の家の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県呉羽青少年自然の家

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東洋サービス北陸

富山市千歳町一丁目6番18号

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第151号

富山県砺波青少年自然の家の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　公の施設の名称

富山県砺波青少年自然の家

2　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社日本ビルサービス

砺波市三郎丸313番地

3　指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第152号

当せん金付証票の発売に関する件

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定に基づき、令和9年度において発売する当せん金付証票を次のとおり定める。

令和8年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

発　売　総　額　　100億円以内

報告第 20 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

損害賠償額の決定に関する件

損害賠償額の決定に関する件（地方自治法第179条第1項による専決処分）

専決処分番号	概　　要	相　手　方	損害賠償額	専決処分年月日
58	令和8年7月16日に発生した備品の破損による損害	黒部市 公益財団法人黒部市国際文化センター	県が支払う額 79,200円	令和8年10月6日
59	令和8年7月28日に富山市萩原地内で発生した警察車両の扉の接触による配電盤の損傷	富山市在住1名	県が支払う額 58,894円	令和8年10月6日
60	令和8年2月9日に主要地方道富山立山公園線中新川郡立山町千垣地内で発生した樹木からの落雪による車両の損傷	富山市在住1名	県が支払う額 359,507円	令和8年10月8日
64	令和8年1月27日に主要地方道富山環状線富山市横内地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	富山市在住1名	県が支払う額 12,705円	令和8年10月29日

報告第 21 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 8 年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗

損害賠償額の決定に関する件

損害賠償額の決定に関する件（地方自治法第180条第1項による専決処分）

専決処分番号	概　　要	相　手　方	損害賠償額	専決処分年月日
56	令和8年5月26日に富山市大島地内で発生した借上車両の交通事故	中新川郡上市町在住2名	県が支払う額 219,262円	令和8年10月2日
57	令和8年7月13日に富山市婦中町宮ケ島地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が支払う額 257,884円	令和8年10月6日
61	令和8年6月30日に富山市東大久保地内で発生した警察車両の交通事故	岐阜県岐阜市在住1名	県が受け取る額 56,529円	令和8年10月14日
62	令和8年7月6日に富山市東福沢地内で発生した借上車両の交通事故	滑川市在住1名	県が支払う額 558,763円	令和8年10月14日
63	令和8年7月17日に富山市長江新町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が受け取る額 86,614円	令和8年10月14日
65	令和8年6月1日に魚津市相木地内で発生した借上車両の交通事故	魚津市在住1名	県が支払う額 266,200円	令和8年11月17日
66	令和8年9月30日に滑川市北野地内で発生した県有自動車の交通事故	富山市在住1名	県が受け取る額 371,404円	令和8年11月17日

報告第 22 号

富山県国民保護計画の変更の件

富山県国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第 112 号）第34条第 8 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき、別冊のとおり報告する。

令和 8 年11月26日　提　　出

富山県知事　新　　田　　八　　朗